

# 経済連携協定の利用

(物品貿易に関する協定)

# EPA特恵関税利用の入口！

## HSコードの確定

### ★ 経済連携協定はHSコード(関税分類番号)で規定されている！

EPAを利用して輸出入取引する場合、最初に正しい関税分類番号の確定が極めて重要になる。  
EPA物品貿易協定ではEPA税率、品目別規則共に関税分類番号(HSコード)をベースに規定されている。  
従って、関税分類番号を間違えると税率・品目別規則が異なることになり、EPA本来の貿易自由化等の意図が反映されなくなることがある。正しい関税分類番号を確定することが大切である。

### ★ HSコード(関税分類番号)は輸入国税関の判断！

輸入締約国税関と輸出締約国税関の関税分判断が類異なる場合は、輸入締約国税関の判断が優先する。  
従って、HSコードの確定には次の方法を推奨する。

- 1) 過去輸入締約国に同一製品を輸出入したことがあるならば、その輸入時の納税証明書、輸入許可証のHSコード、あるいは統計品目番号を輸入者に問い合わせる。
- 2) 過去輸入締約国に同一製品を輸出入したことがない場合、日本税関では品目分類の事前教示制度を利用した書面(回答書)によるHSコードの確定を行う。日本の場合、この回答書を輸入通関時に提示すると3年間回答書内容に基づいた通関ができる。タイの場合、2008年7月1日から「事前関税率分類サービス提供についての関税局告示第54/2551号」が施行され、事前にHSコードの確定ができる。ただし、1年間優先的取扱いを受けられる。  
他の東南アジア諸国にも同様の制度があり、その制度を利用してHSコードの確定する。



日本の品目分類の事前教示制度 <http://www.customs.go.jp/zeikan/seido/index.htm#>  
タイの「事前関税率分類サービス提供についての関税局告示」  
[http://www.jetro.go.jp/world/asia/th/business/regulations/pdf/trade\\_3\\_2008.pdf](http://www.jetro.go.jp/world/asia/th/business/regulations/pdf/trade_3_2008.pdf)

### ★ HSコード(関税分類番号)とは？

HS: Harmonized Commodity Description and Coding System  
通称「HS条約」と呼ばれる「商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約」に基づく。  
このHS条約は1988年1月に発効し、2015年5月現在153国・地域が加盟、HS適用国(含むHS条約非加盟国)は208国・地域に上る。HS品目表は5年ごとに改正されている。

出所: 税関ウェブサイト「関税分類の概要」、財務省ウェブサイト「HS条約の改正に伴う関税率表の改訂」

# 関税分類番号(HSコード)-2

## ★ HSコード体系の改定

2007年1月1日、2012年1月1日に「商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約(HS条約)の附属書」の改定が行われた。2007年1月1日より関税定率法別表(関税率表)および輸出入統計品目などが2002年版HSコードに基づく表記から2007年版HSコードに基づく表記へと改定、また2012年1月1日より2007年版HSコードに基づく表記から2012年版HSコードに基づく表記へと改定された。これに伴い、現在ではHS条約加盟国のほとんどが輸出入申告書等の手続きは2012年版(最新版)HSコードに基づいて行われている。

## ★ EPA譲許表と輸出入申告にあたってのHSコード

EPAを利用する対象製品の最新HSコードが過去の統一システムのHSコードから変更された品目の場合、原産地証明書上のHSコードと輸入申告書上のHSコードは異なるので要注意。

現在発効しているEPAのHSコードは以下のとおり。

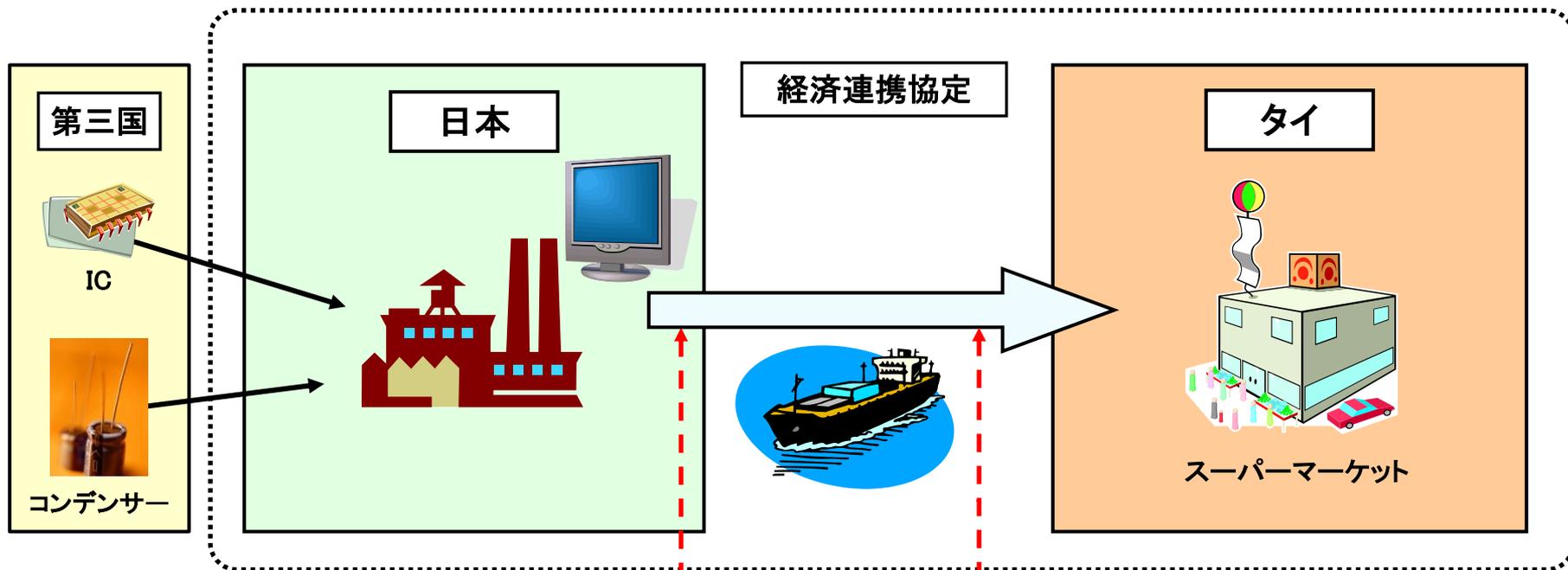
- 2002年版HSコードで規定されているEPA ⇒ 日シンガポール、日メキシコ、日マレーシア、日チリ、日タイ、日インドネシア、日ブルネイ、日アセアン、日フィリピン
- 2007年版HSコードで規定されているEPA ⇒ 日スイス、日ベトナム、日インド、日ペルー
- 2012年版HSコードで規定されているEPA ⇒ 日オーストラリア、日モンゴル

参考資料:

- 税関「関税分類の概要」 [http://www.customs.go.jp/tetsuzuki/c-answer/imtsukan/1201\\_jr.htm](http://www.customs.go.jp/tetsuzuki/c-answer/imtsukan/1201_jr.htm)
- 税関「輸出統計品目表2016年版」 <http://www.customs.go.jp/yusyutu/2016/index.htm>
- 税関「実行関税率表2016年6月7日版」 [http://www.customs.go.jp/tariff/2016\\_6/index.htm](http://www.customs.go.jp/tariff/2016_6/index.htm)
- 税関「輸入手続きの便利な制度」 <http://www.customs.go.jp/zeikan/seido/index.htm#a>
- 税関「輸入申告書」 [http://www.customs.go.jp/kaisei/youshiki/form\\_C/C5020.pdf](http://www.customs.go.jp/kaisei/youshiki/form_C/C5020.pdf)
- 税関「輸入申告書記載要領」 [http://www.customs.go.jp/kaisei/youshiki/form\\_C/C5020k.pdf](http://www.customs.go.jp/kaisei/youshiki/form_C/C5020k.pdf)
- ジェトロ「アセアン各国の関税事前教示制度」 <http://www.jetro.go.jp/theme/wto-fta/procedure/pdf/classification.pdf>
- ジェトロ「タイ事前関税率分類サービスについての告示」 [http://www.jetro.go.jp/world/asia/th/business/regulations/pdf/trade\\_3\\_2008.pdf](http://www.jetro.go.jp/world/asia/th/business/regulations/pdf/trade_3_2008.pdf)

# 協定の特恵関税適用のための条件

## 日本タイEPAの場合



(1) 輸入製品の譲許表に特恵関税が設定されていること

(2) 生産品が日本の「原産品」として認められること(⇒当該EPAの原産地規則を満たしていること)

証明書類: 特定原産地証明書

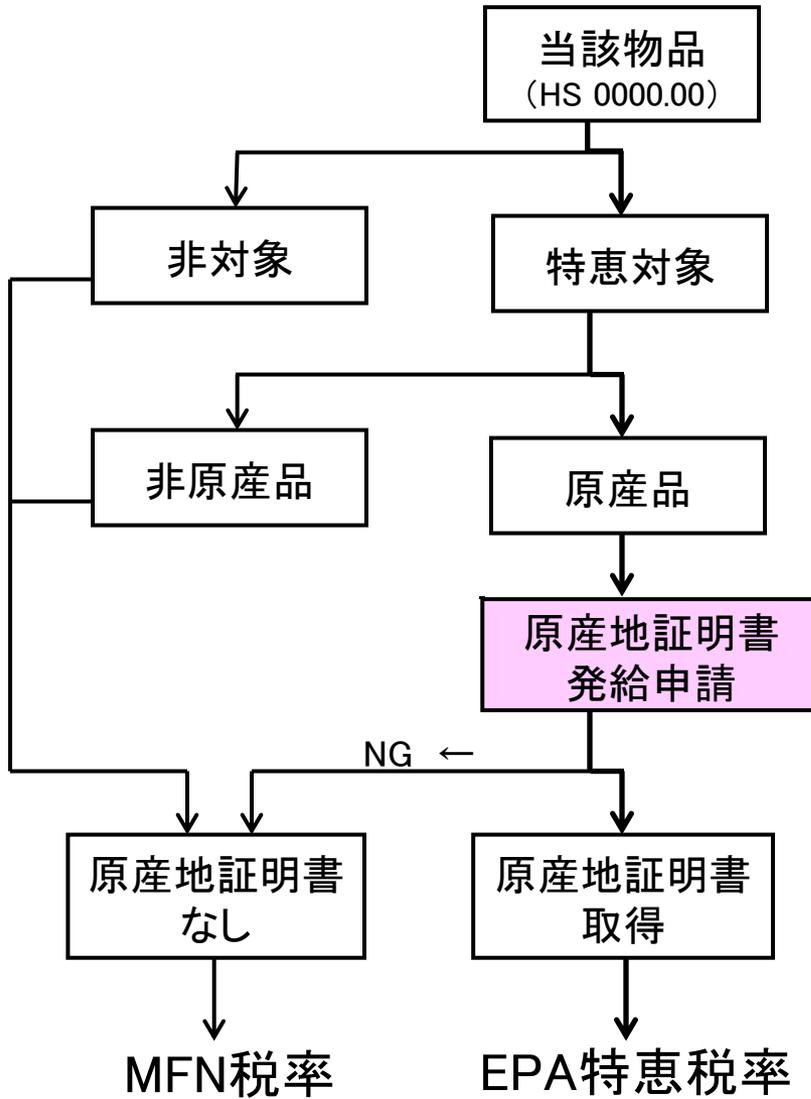
(3) タイへの輸送途上で日本の「原産品」の資格を失っていないこと  
⇒当該EPAの積送基準を満たしていること

(4) 税関に原産地規則、積送基準の双方を満たしていることを証明すること  
⇒当該EPAの特定原産地証明書および必要に応じ運送要件証明書を提出すること

証明書類: 運送要件証明書  
(通し船荷証券の写し等)

出所: 財務省関税局「日タイ経済連携協定一原産地規則の概要」抜粋

# 日本からの輸出にEPAを利用する場合



HSコードが分からない場合、

- ・輸入者を通じて輸入国税関に照会する
- ・または、過去に同じ産品を同じ国に輸出した実績があれば、その輸入許可書上のHSコードを確認する(12-13頁参照)

特恵関税を関税率表および協定附属書1(譲許表)から調べる

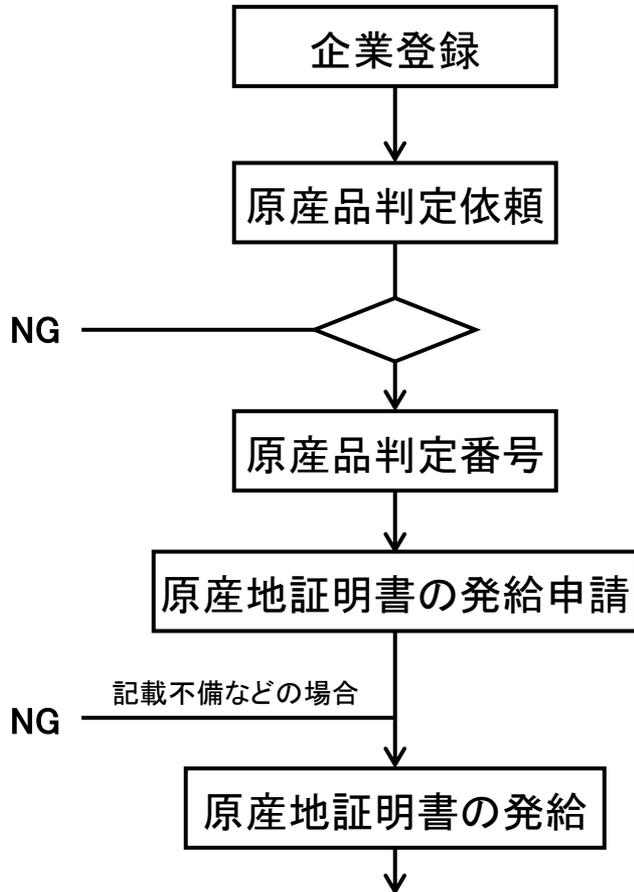
原産地規則を協定附属書2(原産地規則)から調べる

日本商工会議所(および各地商工会議所)に原産地証明書の発給を申請をする(次頁参照)

### <タイの場合>

	関税率表および譲許表 (原産地規則は締約国共通)	発給申請
輸出	タイ側を調べる	日本で
輸入	日本側を調べる	タイで

# 原産地証明書発給の流れ



輸入締約国の輸入業者に送付  
業者は税関に提出、特惠税率で通関

輸出者および原産品判定依頼を行う生産者の企業登録。  
企業登録番号、ログインID、パスワードが通知される。  
登録内容に変更がない限り、2年間有効。

輸出者が生産者でない場合、輸出者の依頼を受けた生産者が原産品判定依頼を行うには当該生産者の企業登録も必要

当該産品が附属書2(品目別規則)の原産地規則を満足する原産品確認書およびその証拠書類を準備して(5年あるいは3年間保存義務あり)、インターネット上で「特定原産地証明書発給システム」にアクセスし、係る必要情報を入力し、判定を依頼。必要に応じて、申請に係る物品の原産品確認書、関係者への照会、あるいは調査がある。

原産品と判定されると原産品判定番号が付与される。  
申請内容に変更がない限り、有効期限なし。

輸出者は輸出の都度、原産地証明書を取得する。

例えば毎月のように継続して輸出する場合、まず、当該物品の原産品判定を受けておく⇒「原産品判定番号」を取得しておく。以降、輸出の都度、原産地証明書のみ、申請・受給する

詳しくは日本商工会議所ウェブサイト参照  
<https://www.jcci.or.jp/gensanchi/tetsuduki.html>

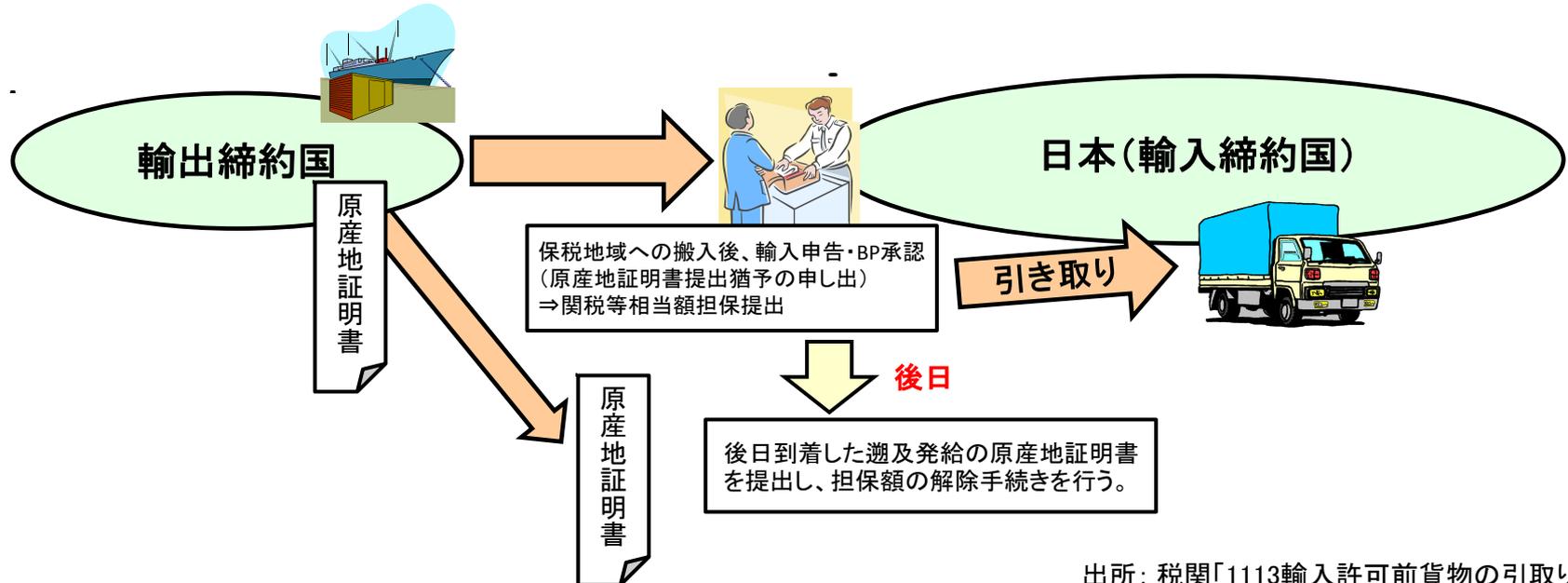
# 許可前引き取り承認制度 EPAを利用した輸入通関手続き

輸入貨物は、輸入の許可を受けなければ国内に引き取ることはできない。しかし、この原則を厳守して貨物を長く保税地域に留置させることは、輸入者の商取引上商機を逸することにもなり、適当でない場合がある。

以下のような貨物について輸入の許可前に貨物を直ちに引き取ることが可能となる許可前引き取り承認制度 (Before Permit: BP) を導入している。なお、許可前引き取り承認制度を利用する場合には、関税等相当額の担保を税関に提出した上で税関長の承認を受ける必要がある。(関税法第73条)

- ・貴重品や危険物、変質・損傷のおそれがあり、特に引取りを急ぐもの
- ・展示会等へ出品するもので時間的制約があるとき
- ・特惠税率又は経済連携協定に基づく税率の適用のため必要とされる原産地証明書の提出が遅れるとき  
(ただし、いずれの場合も「原産地証明書の提出猶予」の承認を受けた場合に限る。)
- ・陸揚げ後に数量を確定させる契約による貨物であり、輸入申告時に貨物の数量が確定していないとき

参考: 東南アジア諸国の同種制度 [http://www.jetro.go.jp/theme/wto-fta/procedure/pdf/asean\\_customs\\_clearance.pdf](http://www.jetro.go.jp/theme/wto-fta/procedure/pdf/asean_customs_clearance.pdf)  
メキシコ、チリの同種制度 [http://www.jetro.go.jp/theme/wto-fta/procedure/pdf/mx\\_cl\\_customs\\_clearance.pdf](http://www.jetro.go.jp/theme/wto-fta/procedure/pdf/mx_cl_customs_clearance.pdf)



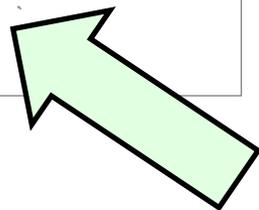
出所: 税関「1113輸入許可前貨物の引取り制度」

# 日本のEPA協定文・附属書の調べ方(1)

外務省ウェブサイト>外交政策>経済>自由貿易協定／経済連携協定  
<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/index.html>

## 発効済み・署名済み

- ▶  [日・シンガポールEPA](#) (2002年11月発効、2007年9月改正議定書発効)
- ▶  [日・メキシコEPA](#) (2005年4月発効、2007年4月追加議定書発効、2012年4月改正議定書発効)
- ▶  [日・マレーシアEPA](#) (2006年7月発効)
- ▶  [日・チリEPA](#) (2007年9月発効)
- ▶  [日・タイEPA](#) (2007年11月発効)
- ▶  [日・インドネシアEPA](#) (2008年7月発効)
- ▶  [日・ブルネイEPA](#) (2008年7月発効)
- ▶  [日ASEAN・EPA](#) (2008年12月から順次発効)
- ▶  [日・フィリピンEPA](#) (2008年12月発効)
- ▶  [日・スイスEPA](#) (2009年9月発効)
- ▶  [日・ベトナムEPA](#) (2009年10月発効)
- ▶  [日・インドEPA](#) (2011年8月発効)
- ▶  [日・ペルーEPA](#) (2012年3月発効)
- ▶  [日豪EPA](#) (2015年1月発効)
- ▶  [日・モンゴルEPA](#) (2016年6月発効)
- ▶ [TPP \(環太平洋パートナーシップ\)](#) (2016年2月署名)



The screenshot shows the official website of the Ministry of Foreign Affairs of Japan, specifically the page for Economic Partnership Agreements (EPA) and Free Trade Agreements (FTA). The page is titled '経済連携協定 (EPA) / 自由貿易協定 (FTA)'. It features a world map highlighting countries with which Japan has signed such agreements. Below the map, there is a legend and a list of '発効済み・署名済み' (Completed/Signature) agreements, which is highlighted with a red box in the image. The list includes agreements with Singapore, Mexico, Malaysia, Chile, Thailand, Indonesia, Brunei, ASEAN, Philippines, Switzerland, Vietnam, India, Peru, Australia, and Mongolia, along with the TPP. The page also contains sections for '最新情報' (Latest Information), 'EPA・FTAとは' (What is EPA/FTA), '我が国の経済連携に関する方針' (Policy on Japan's Economic Partnership), and '日本と各国・地域とのEPA/FTA' (EPA/FTA with Japan and various countries/regions).



# 経済連携協定文の理解

## 日本タイ協定の場合

経済上の連携に関する日本国とタイ王国との間の協定

### 目次

#### 前文

#### 第一章 総則

- 第一条 目的
- 第二条 一般的定義
- 第三条 透明性
- 第四条 公衆による意見提出の手続
- 第五条 行政上の措置に関連する手続
- 第六条 審査及び上訴
- 第七条 腐敗行為の防止に関する措置

#### 第八条 秘密の情報

#### 第九条 租税

- 第十条 一般的例外及び安全保障のための例外
- 第十一条 他の協定との関係
- 第十二条 実施取極
- 第十三条 合同委員会
- 第十四条 両締約国間の連絡

#### 第二章 物品の貿易

- 第十五条 定義
- 第十六条 物品の分類
- 第十七条 内国民待遇
- 第十八条 関税の撤廃
- 第十九条 関税上の評価

#### 第二十一条 非関税措置

- 第二十二条 二国間セーフガード措置
- 第二十三条 国際収支の擁護のための措置
- 第二十四条 運用上の手続規則
- 第二十五条 物品の貿易に関する小委員会
- 第二十六条 見直し

#### 第三章 原産地規則

- 第二十七条 定義
- 第二十八条 原産品
- 第二十九条 累積
- 第三十条 僅少の非原産材料
- 第三十一条 原産資格を与えることとならない作業

#### 第三十二条 積送基準

- 第三十三条 組み立ててないか又は分解してある製品
- 第三十四条 代替性のある製品及び材料
- 第三十五条 間接材料
- 第三十六条 附属品、予備部品及び工具
- 第三十七条 小売用の包装材料及び包装容器
- 第三十八条 船積み用のこん包材料及びこん包容器
- 第三十九条 関税上の特惠待遇の要求
- 第四十条 原産地証明書
- 第四十一条 照会に対する回答
- 第四十二条 輸出に関する義務
- 第四十三条 原産地証明書に基づく確認の要請
- 第四十四条 原産品であるか否かについての確認のための訪問

#### 第四十五条 原産品であるか否かについての決定及び関税上の特惠待遇に係る決定

- 第四十六条 秘密性
- 第四十七条 虚偽申告に対する罰則及び措置
- 第四十八条 雑則
- 第四十九条 原産地規則に関する小委員会

#### 第四章 税関手続

- 第五十条 適用範囲
- 第五十一条 定義
- 第五十二条 透明性
- 第五十三条 通関
- 第五十四条 一時輸入及び通過物品
- 第五十五条 協力及び情報の交換
- 第五十六条 税関手続に関する小委員会

1. 物品貿易に関するEPAを利用するならば、少なくとも第2、3、4章を読み理解する。

2. 特に原産地規則の理解には第3章を読み理解する。

**重要：マニュアルやセミナー資料だけ読み、協定文、附属書、運用規則などを読まずに理解したつもりで利用し続けるのは危険！**